

原動機付自転車等を登録する方へ

原動機付自転車等の登録には、次のものがが必要です。

●ご持参いただくもの

- (1) 登録する方の印鑑（認印でも構いません。）
- (2) 本人確認書類（運転免許証、保険証等）
- (3) 以下A～Dのうちで該当するもの

A 販売業者から購入したとき

- ① 販売証明書 } 販売業者の印鑑が押してあることを確認してください。
申請書に直接証明をしてもらった場合も同様です。

B 鎌倉市内の方から譲り受けたとき

- ① 譲渡証明書（譲渡する方の印鑑が押してあることを確認してください。）
- ② 標識交付証明書（ナンバープレートがついている場合必要です。）
- ③ 廃車証明書（ナンバープレートがついていない場合必要です。）

C 他の市区町村で登録していた場合[ナンバープレートがついていない場合]

- ① 譲渡証明書（転入等で名義が変わらない場合には必要ありません。）
- ② 廃車証明書

D 他の市区町村で登録していた場合[ナンバープレートがついている場合]

- ① 譲渡証明書（転入等で名義が変わらない場合には必要ありません）
- ② 標識交付証明書
- ③ ナンバープレート

※ 代理の方が手続きに来られる場合は、登録される方の印鑑（申告書に事前に押印でも可）と代理の方の本人確認書類が必要になります。

●登録受付場所

鎌倉市役所（本庁舎1階16番窓口）、腰越支所、深沢支所、大船支所、玉縄支所

<お問い合わせ>

鎌倉市役所市民税課 TEL：0467-61-3921（ダイヤルイン）